

10 農林水産省(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	規制の特例事項の内容	提案主体名
農林水産省	1030010	水田農業経営確立対策に関する生産調整の緩和について	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第5	米の需給調整システムについて、早ければ平成19年度から農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき自主的に主体的に需要に応じた生産を行う姿を構築する。このため、平成16年度からの当面の需給調整においては、国は、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、各都道府県産米の需要実績を基礎とした都道府県別の生産目標数量を設定する。これを受け、都道府県・市町村は第三者機能的な組織の検討・助言を受けつつ、需要に応じた米づくりの観点から、市町村別・農業者別の生産目標数量を設定する。	E		米政策改革の下での需給調整においては、需要に応じた米づくりが促進されるよう、地域の实情に沿った創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところである。 ご提案にあるような、トキの野生復帰を成功させる為、休耕している水田に稲の作付けをし、トキの餌場作りと住処作りに活用する必要がある場合、その水稲を収穫するとすれば、他の水田で生産した米と同様の扱いとなることから、その必要量について配分を受けることにより対応が可能となると考える。 このように、現行の生産調整の仕組みにおいて、市町村から応分の生産目標数量を配分することは可能であるため、市町村等地域の関係者間で十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。		貴省回答には「その水稲を収穫するとなれば」とあるが、トキの餌場作りのため休耕田に作付けした稲については、収穫しないのである。生産目標数量の範囲に含まれないと理解して良いか。提案主体の意見も踏まえ、再度回答されたらいい。					トキの餌場作りのため休耕田に作付けした稲について、収穫せず、生産調整扱いとなる取組としては、しめ縄等工芸用、果樹園・菜園及び畜舎の敷料等に用いる青刈り稲が考えられるが、この場合、市町村長に水稲生産実施計画書を提出する時期(通常、5-6月頃)までに青刈り稲に関する利用計画を策定する必要がある。 いずれにせよ、米政策改革の下での需給調整については、県段階、地域段階において、地域の实情に沿って、創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところであり、米として収穫される可能性のある作付けの扱いについては関係者間で十分な話し合いをおこなってきたいと考えている。				耕作地、生産調整の緩和	個人
農林水産省	1030020	農業振興地域の整備計画の変更に係る同意要件の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更に当たっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意が必要である。	C		農業振興地域整備計画の変更は1カ所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものである。 都道府県知事との同意を要する協議は、市町村の整備計画と、国の指針に基づき都道府県が策定している農地確保等の方針や広域的な農業振興施策との整合を図り、都道府県内の農業の振興という都道府県の責務を確保するとともに、国民への食料安定供給のための優良農地の確保という国の責務を確保するために、必要な最小限の手續であり、廃止することは困難である。 また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。											都道府県知事による同意要件の廃止	兵庫県稲美町
農林水産省	1030030	農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条にかける8年の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項、(農業振興地域の整備に関する法律第13条第3項第2号)、(農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第27号)	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	C		農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更の際に、その一つの要件として当該土地が土地改良事業完了後8年を経過したものであることを定めている。これは、公共投資により得られる効用の確保を図る観点から定められているものであり、補助金返還を前提とした8年の要件緩和は困難である。 また、農業振興地域整備計画の策定は、土地改良事業等の農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとされており、農業振興のために土地改良事業を実施したにもかかわらず、その効用が十分に果たされる前に、補助金を返還さえすれば農業振興地域整備計画の変更が安易にできるということを制度化することは、計画制度として適当ではないと考えている。		提案者は、町内企業の工場拡張計画地が当該工場に隣接する農振農用地区域の農地であるが、他に適切な代替地がなく、当該工場が土地手当てできないことを理由に町外に移転することとなれば、町の雇用や税収に甚大な影響を与えることとなることから、町の振興策上やむを得ず、農用地区域からの除外ができないか要望しているものであり、農用地区域の除外、転用の際には、当該農地所有農家の同意を得るとともに、利益した補助金等については返還する旨、申し出ているものである。このような、町の振興策上やむを得ない場合など限定的な利用について所有農家の同意や補助金等の返還を条件として提案を実現できないか検討し、再度回答されたらいい。			農業振興地域整備計画は、市町村が農用地等として利用すべき土地の区域を定め、その区域内の農用地等について農業振興施策を計画的に推進するものである。 したがって、市町村の定めた整備計画に基づき農業振興のための土地改良事業を実施した農地について、その効用が十分に果たされる前に補助金を返還さえすれば計画を変更し工場に転用できるということを制度化することは、農業振興のための計画制度として適当ではないと考えている。 なお、土地改良事業完了後8年未経過の農地であっても、農村工業導入等農業者の雇用促進のために工場を建設する場合や、地域の農業振興に資する施設で農業振興整備計画の達成に支障がないものについては、農振整備計画の変更が可能とされている。 また、工場のような都市的施設については、農業振興地域ではなく市街化区域へ立地することが適当であり、工業・準工業区域(市街化区域)に接している地域であれば、市街化区域への編入について検討すべきではないか。				補助金返還をする代わりに8年を適用しない。	兵庫県稲美町		
農林水産省	1030040	農地所有者以外の者による特定農地の使用収益権の設定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項	特定農地貸付けは、都市住民等に対し、小面積の農地を非営利目的で短期間貸し付ける場合に農地法第3条の特例を認める制度である。	D-1		国民の余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の人々の中に野菜や花を栽培し、自然に触れ合いたいという要請が高まったのを受け、平成元年に「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」を制定し、都市住民等でもレクリエーション目的で農地を借り受けて利用できる制度を設けているので活用されたい。 なお、本法律は国会(第162回国会)において改正を行い、地方公共団体又は農業協同組合に限定されていた市民農園の開設主体(特定農地貸付けの実施主体)を、これら以外の者でも可能としたところである(平成17年9月1日施行予定)。											市民利用型農園促進特区により、農業者以外の者に特定の農地について使用収益権を付与する。	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名
農林水産省	1030050	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」・食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)第20条「廃棄物処理法の特例」	食品関連事業者から委託を受けた一般廃棄物の収集運搬業者が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく登録や認定を受けた事業場へ運搬する場合には、当該食品廃棄物の荷降ろしについての市町村の許可を不要とする。	C		提案は、効率性の高い収集・運搬を実現し、食品に係る資源の有効な利用確保、食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ると言う食品リサイクル法の目的に合致するものであるが、環境省所管の廃棄物処理法の規制に関わる問題であることから、農林水産省が所掌する権限の範囲内のみで判断することはできない。 なお、ご指摘の食品リサイクル法は、見直し規定に基づき、平成18年度には法の施行状況を検証する必要があることから、環境省等共管各省と調整しつつ、合理的な食品リサイクルのあり方について議論して参りたい。	平成18年度に予定されている食品リサイクル法の見直しの際に、当該提案を含め検討されると解して良いか。				食品リサイクルの推進に資するものであれば、附則規定に基づく法の施行状況の検証対象として排除する考えはない。具体的な課題等については、食品リサイクル法を共管する各省とも調整の上、検討していく考えである。						一定の条件のもとで一般廃棄物の収集運搬及び積替施設の許可を不要とする。 (下記仕様車に収集運搬委託先に製造させて収集運搬及び積替の委託を行うケース)。 (条件の例示)・食材運搬車に食品廃棄物専用の冷凍室を設置して食品廃棄物の飛散・流出・悪臭漏出を完全に防止する。 ・食品廃棄物専用の冷凍室を積替施設として使い、同上の機能をもつもの。	日本ニュービジネス協議会連合会
農林水産省	1030060	農地法で規制されている農地転用を宅地のみ分譲の場合も、農協同様、民間業者にも認める。	農地法第4条第2項第3号、農地法施行規則第5条の14第5号、農地法第5条第2項第3号、農地法施行規則第7条の5第5号	土地造成のみを目的とする農地転用は、農地転用許可基準上、原則転用を認めていない。	C、D-1		宅地分譲のための宅地造成を目的とする農地転用は、住宅等の建設まで行わず土地の造成のみを行うものであり、最終的な土地利用の形態ではないことから、造成後に土地が遊休化する可能性が高く、また、転用を行った事業者自らがその後の土地利用を行わないものであり、投機的な土地取得につながるおそれがあることから、原則として認めないこととしている。 ただし、事業の目的、事業主体、事業の実施地域等からみて、事業後に建築物等の施設の立地が確実であると認められる一定のものについては、例外的に認めている。例えば、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、集落地域整備法に基づく集落地区計画の区域など一定の区域で行う場合や地方拠点法などの地域整備法に基づいて宅地造成事業を行う場合等には、事業主体を問わず、認めているところである。 なお、農協同組合(以下「組合」という。)が行う宅地分譲のための農地転用については、組合は、営利を目的として事業を行わないこと、当該農地転用は、農協同組合法第10条第5項の規定に基づき組合員の委託を受けて行う宅地等供給事業であること、宅地等供給事業は、農協同組合法第11条の29の規定に基づき宅地等供給事業実施規程について行政庁の承認を受けて実施するものであること、行政庁は宅地等供給事業について、必要に応じて報告の徴収、検査を行い、当該規程に違反すると認めるときは必要な措置を命ずることができるなどの法的枠組に基づいて実施されるものであり、造成後に遊休化するおそれや、投機的な土地取得につながるおそれが少ないことから、例外的に認めているところである。	弊害防止措置などの代替措置を講じた上で提案が実現できないか再度検討し、回答されたい。 なお、農協による宅地分譲において、転用を受けた宅地が住宅以外に利用されたことはないのか併せてご教示願いたい。			本提案は、民間事業者が行う宅地分譲のための農地転用を可能とするものであるが、例えば、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、集落地域整備法に基づく集落地区計画の区域など一定の区域で行う場合や地方拠点法などの地域整備法に基づいて宅地造成事業を行う場合等には、事業主体を問わず民間事業者も認めているところであり、提案の趣旨は実現できる。 なお、農協同組合法第10条第5項に規定する宅地等供給事業の内容には、住宅以外に工場などその他の施設の用地造成も含まれるところである。	書省回答によれば、農協同組合の行う宅地等供給事業は、農協同組合法に基づき、組合員の委託を受けて行う営利を目的としない事業であり、法に基づき定められる宅地等供給事業実施規程には、事業の実施方法等を定め、行政庁の承認を必要とするものであることから、農協同組合は営利を目的とし実施しているものではないと理解して良いか。			農協同組合法第10条第5項に規定する宅地等供給事業は、同法に基づき組合員の委託を受けて行う営利を目的としない事業であり、法に基づき定められる宅地等供給事業実施規程には、事業の実施方法等を定め、行政庁の承認を必要とするものであること、行政庁は宅地等供給事業について、必要に応じて報告の徴収、検査を行い、当該規程に違反すると認めるときは必要な措置を命ずることができるところである。 このような法的枠組に基づいて実施され、遊休化や投機的な土地取得につながるおそれが少ないことから、例外的に認めているところである。	(社)長野県宅地建物取引業協会 長野支部			

10 農林水産省(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名
農林水産省	1030070	卸売市場法第44条の緩和、卸売市場法施行規則第28条の緩和	卸売市場法第44条、卸売市場法施行規則第28条	1 卸売市場法第44条の規定により、中央卸売市場の仲卸業者は、自市場の卸売業者から買入れることが困難な場合であって、農林水産省令で定める基準に従い各中央卸売市場の業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき以外は、自市場の卸売業者以外の者から取扱物品を買入れて販売することは禁止されている。 2 上記の卸売市場法第44条の農林水産省令で定める基準として、卸売市場法施行規則第28条において、次のいずれかの要件を満たしていることが規定されている。 (1)仲卸業者が買入れて販売しようとする品目、数量、買入れの相手先等を自市場の開設者に申請して許可を受けていること。 (2)複数市場の卸売業者が連携して卸売の業務に関する契約を締結し、当該契約に基づいて他の市場の卸売業者から物品を買入れて販売する場合で、当該契約で買入れの対象となる品目、数量の上限等が定められており、卸売業者が当該契約に基づき(卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けていること。 (3)仲卸業者が農林漁業者等及び食品製造業者等とあらかじめ国産農水産物を活用した需要の開拓に関する契約を締結し、当該契約に基づいて当該農林漁業者等から物品を買入れて販売する場合で、当該契約で買入れの対象となる品目、数量の上限等が定められており、仲卸業者が当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けていること。	D-1	1 仲卸業者が自市場の卸売業者からだけでは必要とされるだけの量を確保できない場合であっても、現行制度下においても、突発的な事案も含めて、開設者の許可を受けて他市場の仲卸業者から物品を買入れて販売することは可能である。 2 なお、仲卸業者が自市場の卸売業者以外から買入れる行為は、自市場内で十分な物品が確保されているにもかかわらず、他市場から買入れることにより荷がだぶつき値崩れを起すなど人為的な価格操作につながる可能性も十分あり得るので、公正な価格形成を行うという中央卸売市場の基本的な機能を維持するため、必要最低限の歯止めとして開設者の許可に係らしているものである。 3 また、平成16年6月の卸売市場法改正において、仲卸業者の市場外における業務の大幅な規制緩和が行われ、これにより、仲卸業者は、これまで禁止されていた市場外に事業所を設け、これを介して物品を買入れて販売する行為が法律上、制限なく自由に行えるようになったことから、本提案については、現行法の下でも十分対応可能と考えている。	弊社が今回の提案に至ったそもそもの理由は、量的確保の問題ではなく、現在の消費者が食品を選ぶ際に最も重視する(参照 http://research.goo.ne.jp/Result/0407cl282/01.html図3)品質(鮮魚については鮮度、脂乗り、色合い等の身質と、正確なケースあたりの重量での出荷などの人的資質)の問題である。現在の市場流通において卸事業者は、一産地同一商品については一業者からの入荷を原則としているような事象が多々見受けられる。同じ産地業者からの商品が自市場に日々入荷している場合は、良い品質の物を扱う別の業者からの商品を自市場に「呼び込む」ようなことは「長年の付き合い」などと称し、しない体質であるように見受けられる。突発的に発生する事案については、別紙添付スキャプ文面を見ていただければ理解いただけるが、天然の物なので、突然大量に水揚げ、上場される場合も多々あり、その商品に対して事前申請が基本であるため水揚げ、または上場時点で申請しては間に合わない。しかも、来月分を今月に申請しなければならぬので、これでは事後の申請は出来ず事前の申請は無理と考える。現在でも、仲卸は同品質の物が入荷している場合は自市場で手当てをするのが原理原則であるので市場自体、自市場卸会社自体を否定する提案ではない。ただ、自市場で十分な物品が確保されている(している)というのは卸事業者側の見解であり、仲卸、売買参加者、ひいては取引先量販店の見解ではない。現在の消費者の動向が「少価格が高くても良い品質の物を適正価格で、という方向に変わってきているにもかかわらず、上記にあるように、市場全体としては変わらなしていない。変化に対応して行けない業態は取り残されているのは必須である。また仲卸業者は、特に中央市場では山形中央、高知中央を除けば最低でも10社以上あり、1仲卸業者が特定の商品を自市場で仕入れなかったとしても数%にかならない。また「場外仕入」をした商品については、横の取引(同市場仲卸業者同士)の取引)を禁止する条項を盛り込めば人為的な価格操作を事前に阻止できると考える。あくまでも目的は自社取引先への販売であり、卸事業者の業務遂行を妨げる物であってはならないと考える。仲卸の経営体質改善が取りざたされる中、場外に事業所を設けられるのは、資産や担保余力のある仲卸であり、その他は排除されることとなる。また場外で荷受をしても、結局は場内に持ち込んで販売する。	(1)卸売市場法施行規則第28条第1号の規定による許可申請については、例えば、計画集荷が可能で入荷状況を事前に把握できるような場合にも対応できるよう、事前申請による運用を併せ行っている開設者もあるが、このような開設者も含めて、制度上、自市場の卸売業者からだけでは仲卸業者が必要とする物品を確保することができないという事案が突発的に発生した場合も、その都度、機動的に申請し、当該開設者の許可を受けることが可能である。(現に、大多数の開設者でこのような運用が行われているところである。) 実態として、突発的な事案に係る申請事例がほとんど上がってこないという市場もあると聞いているが、こうした市場であっても、制度上は、突発事案に際して、その都度申請することが可能であるので、このような趣旨に沿った運用が行われるよう、農林水産省としても開設者及び関係者に対して周知徹底を図っていきたく考えている。 (2)さらに、自市場の卸売業者からだけでは実需者のニーズに応じた物品が品揃面も含めて確保できない場合は、卸売市場法施行規則第28条第1号に該当し、開設者の許可を得て、「卸売業者から買入れることが困難なものを当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買入れて販売」することは可能であり、現行制度は、提案主体の意見にある、「卸売業者が実需者のニーズに応じた物品を十分に集荷できていない」という現状にも対応できる仕組みとなっている。 (3)本規定に基づき、仲卸業者が自市場の卸売業者以外から買入れて販売している比率は、全国の中央卸売市場の水産物部の仲卸業者の場合、平成15年度では金額ベースで6.3%となっているところである。 (4)なお、仲卸業者による他市場からの物品の買入れが完全に自由化されれば、例えば、仲卸業者がせり終了後に物品を残品として安値に買い叩くことを意図して、積極的にせりに参加しない事態も想定され、このような状況も、市場関係者の間では往々にして現実を生じ得る事態として認識されている。)、その結果、卸売市場の公正な価格形成に支障を来す可能性が十分想定できることから、最低限の歯止めとして開設者の許可に係らしめているところである。 (5)また、民間事業者の資金・能力を活用した漁港施設の機能高度化を図るために、特区制度により、行政財産である漁港施設の民間事業者への貸付に係る規制緩和を行ったところであるが、本提案については、現行制度の下でも提案主体の要望に対応することが可能である。	開設者及び開設者に対する周知徹底の方法、スケジュール等について回答ありたい。	B-1	中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買入れて販売する場合の開設者の許可について、卸売市場の入荷量が極端に少ない場合や仲卸業者の求める品質の生鮮食料品等が入荷されない場合等突発的な事案の発生に際しては機動的かつ適切な運用が求められるものであること等を内容とする通知を発生する。	市場仲卸が自社のユーザー向けに販売することを目的に、他市場仲卸から商品を買入れることの実質自由化	有限会社 鮮魚の達人							

10 農林水産省(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名
農林水産省	1030080	学校給食に供する地場産優良品質米の生産調整上の特例	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第1の2、米の数量調整実施要綱第5	米の需給調整システムについて、早ければ平成19年度から農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき自主的に主体的に需要に応じた生産を行う姿を構築する。このため、平成16年度からの当面の需給調整においては、国は、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、各都道府県産米の需要実績を基礎とした都道府県別の生産目標数量を設定する。これを受け、都道府県・市町村は第三者機関的な組織の検討・助言を受けつつ、需要に応じた米づくりの観点から、市町村別・農業者別の生産目標数量を設定する。	E		平成16年4月の改正食糧法の改正に伴い、規制については計画流通制度の廃止等により必要最小限としており、また、米政策改革の下での需給調整においては、需要に応じた米づくりが促進されるよう、地域の実情に沿った創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところである。 御提案のような地場産米を米飯給食に供給することについては、地域の米の需要量という観点からは、通常の米と同様に消費されているので需要としてカウントせざるを得ないと考えている。 他方、本件については、現行の生産調整の仕組みにおいて、都道府県段階から市町村段階へ応分の生産目標数量を配分することは可能であるため、都道府県等の関係者間で配分も含め十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。 なお、このような取組が促進され、米の需要の拡大が図られた場合は、生産目標数量に反映される仕組みとなっている。	右提案主体の意見を踏まえ、提案内容を実現するためにはどうしたらよいかという立場で再度検討し、回答されたい。	国、都道府県、市町村段階を経て配分される生産目標数量は、事実上の規制である。 国、都道府県、市町村段階と各段階において様々な要素を考慮し、配分される生産目標数量に対して、一市町村の取り組みを反映することは極めて困難であることから、これは事実上の規制にあたる。 県段階や市町村段階で論議し、生産目標数量の配分設定をすべき問題ではない。 本県においては、新潟県米政策改革推進協議会が「売れる米づくり」商業・産業ベースの観点から、独自の生産目標数量の配分取組として「実需者との結びつき枠」、「多様な品揃え枠」を設定し、需用の開拓確保に積極的に取り組んでおり、実績を上げている。しかしながら、本提案は商業・産業ベースで論議し、生産目標数量を設定するのではなく、子どもたちを始めとして、家庭、保護者等、地域全体の公共の福祉・利益に資する取り組みを目指すものであり、県、市町村段階で生産目標数量を配分設定し対応する趣旨には適合しない。 将来に渡る米消費の持続的拡大を目指す取り組みである。 本提案を実施した場合であっても、短期間に米の消費拡大が図られるものではなく、味覚形成の重要な時期である児童、生徒に「実体験」で、視覚、味覚、嗅覚から感じ取ってもらい、家庭での米飯食回数の増加や、成人後もここで身につけた食習慣を継続することにより米消費拡大につなげるものである。即ち長期的な視点に立って、消費拡大に対しインセンティブを与えるものであり、ただちに生産目標数量に反映されるものではない。 本提案による負担の軽減、地産地消の推進、日本型食生活の定着に伴う健康増進効果 本提案により、地場産優良品質米と既存の給食米「統一(基準)米」との差額に対する市町村等補助金の導入と保護者負担の増加、農業者団体の負担が必要となっている状況が改善される。また、米飯供給回数を増加させるとともに、給食で利用する野菜や、その他農産物の供給をすすめ、地産地消の拡大を図ることが可能であることに加え、日本型食習慣を将来に渡り継続することによって、肥満防止、成人病予防等が図られ、健康増進、医療費の軽減につながると考える。			米飯給食については、全国各地で地産地消等の取組が行われていることについては承知しているが、米が過剰基調にある中で、米飯給食用であることをもって生産調整扱いとすれば、それに相当する数量が他で主食用等として生産され、余剰分として発生することとなり米の需給の均衡を失わせることにつながることをご理解いただきたい。 一方で、需要の減少傾向が続くことが見込まれる状況の中、米の需給均衡を図るための取組の一環として米の消費拡大を図っていくことは重要な課題と考えているところである。このため、主食用等水稲として生産される米穀の消費拡大が図り得ることが確実であるものとして認められるものについては、消費純増策として認定する仕組みを設けているところである。したがって、米飯給食についても、供給数量が増加するのであれば、消費純増計画を地方農政事務所等に提出し、認定を受ければ、当年産の生産目標数量が「補正(増加)」されることとなる。 いずれにせよ、米政策改革の下での需給調整については、県段階、地域段階において、地域の実情に沿って、創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところであり、関係者間で十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	消費純増策として扱われる米の数量は2か年間に限定されている。 本市においても、米の消費拡大の一手法として消費純増策に取り組んでいるところである。しかしながら、消費純増策の学校給食米への供給に関しては、一点目として前回提案させていただいた内容のとおり、県外からの補助や負担等の問題が解決されれば、二点目に消費純増策の生産目標数量の補正(増加)は、米飯給食用数量の上限がある中で、当年純増(増加)分の補正が2か年間に限定されているため、継続して学校給食米への供給を進めようとしても、経年の中で段階的に補正に反映されない数量が発生するため、取組を進める際の障害となっている。 県段階や市町村段階で論議し、生産目標数量の配分設定をすべき問題ではない。 県段階の話し合いでは、一市町村の取組みを県内市町村の配分数量に反映することは、他市町村の配分数量を減少することになるため全体合意を得ることは困難である。また市町村段階で配分数量を設定する時点においては、生産(目標)数量が直接農業者所得につながる農業経営を大きく左右することとなるため、子どもたちを始めとして、家庭、保護者等、地域全体の公共の福祉・利益に資する取組みの重要性を個々の農業者レベルでは十分に認識するにしても、やはり全体の合意を得ることは大変困難である。 全国の先進モデルたりうる「食育推進都市にいがた」を形成するための取組みである。 食育基本法が施行され、食と農が果たす人間形成への役割とその重要性が再認識される中で、このたびの提案は今後の米消費や稲作農業構造を本市から改善し、子どもたちの健やかな成長に向けて全国の先進モデルたりうる食育推進都市を目指した、新たな学校給食米供給手法を展開する取組みであることとお汲みとりいただきたい。		米飯給食については、新潟市のみならず全国各地で食育の観点からも地産地消等の取組と一体的に行われており、このような取組を推進していくことの重要性は理解しているが、これまでも説明しているとおり、米が過剰基調にある中で、米飯給食用であることをもって生産目標数量の外数扱いとすれば、それに相当する数量が他で主食用等として生産され、余剰分として発生することとなり米の需給の均衡を失わせることにつながることをご理解いただきたい。 現在の都道府県別の生産目標数量の算定は、都道府県別の需要実績を基礎に算出しているが、米飯給食により消費された数量もこの需要実績に含まれていることから、生産目標数量にも米飯給食の実績が反映されているところである。 したがって、米飯給食用の米生産については、県段階や市町村段階で議論し、生産目標数量の配分設定により対応していただきたいと考えている。実際に、全国において、学校給食用として生産目標数量を別枠で配分し、低価格で供給してもらっている事例もあり、新潟市においても創意工夫を活かした配分手法について、関係者と協議していただきたい。 なお、消費純増策のタイプ1(学校給食への供給)については、当該年度の供給予定数量が前々年度の供給数量を上回る場合に限り、その上回る数量を申請してきた各年度ごとに認定しているところであり、消費純増策として扱われる米の数量を2か年間に限定しているものではない。		<規制法令等>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第1の2、米の数量調整実施要綱第5 <規制の特例事項の内容>学校給食用米を一定レベルの低価格で供する場合には、米の生産調整において、米の生産目標数量の外数として扱う特例の新設<規制の特例事項の内容>地産地消の推進、地場産米の供給の拡大、給食で利用する野菜や、その他の地産農産物の供給をすすめる、食育の推進、給食への供給を通じ、市内農業者、米、日本型食生活への理解を深める、米の消費拡大、米飯供給回数を増加させ、家庭で利用する野菜や、その他の地産農産物の供給を増やすことにより、関係者間の合意を得ることを目指す。 昭和30年代村企画株式会社	新潟県新潟市
農林水産省	1030090	地域森林計画の対象となる林における開発行為の許可申請の簡素化	森林法	地域森林計画の対象森林においては1haを超える開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。 都道府県知事は、森林の現に有する災害の防止や水源のかん養、環境の保全等の機能の観点から審査し、特に支障がない場合は、許可しなくてはならない。	C		森林の土地の形質の変更に当たっては、災害の防備等の森林の有する公益的機能の発揮に大きな支障が生じないよう、都道府県知事の審査を受け、許可を得ることとされている。 仮に、この許可制を届出制に改め、森林の有する公益的機能の発揮に対する支障の有無を問わないこととすれば、開発行為に起因して土砂の流出・崩壊その他の災害の発生のおそれ等が生じることから、対応困難である。 なお、一定の基準を満たし災害の防備等の森林の有する公益的機能の発揮に大きな支障がないと認めるときは、都道府県知事は申請を許可しなければならない。本提案の内容は県の審査基準を満たす内容となっていることとされ、申請すれば当然に許可されることとなり、規制の特例措置を講じなくとも事業の実現に支障はない。 また、森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高い事業で省令で定める事業を実施する場合には許可を要しないこととなっているが、これは事業を所管する行政庁において十分指導することを前提とするもので、これらの事業を実施しようとするときは、その行為の内容が許可基準に適合するものとなるよう、予め、都道府県と連絡調整をとることとしており、許可基準に適合しない開発行為を認める趣旨ではない。	提案の内容については、県の審査基準を満たす場合には、申請すれば許可されると解して良いか。	D-1		貴見のとおり、都道府県知事が定めた審査基準に適合する場合には、森林法第10条の2第2項の規定により、同条第1項の許可をしなければならないとされている。							現行法では、地域森林計画の対象となつていない民有林における開発行為に関して、都道府県知事の許可を受ける必要がある。森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高い事業で省令で定められる事業で省令で定めるものの施工として行う場合は、許可申請が義務付けられていないが、これを一般の民間事業者による公益性の高い事業にも適用し、林野庁等への届出により許可を得られるようにする。	昭和30年代村企画株式会社

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名	
農林水産省	1030100	有色米を生産調整から除外する規制緩和措置の適用	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第1の2、米の数量調整実施要綱第5	米の需給調整システムについて、早ければ平成19年度から農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき自主的・主体的に需要に応じた生産を行う姿を構築する。このため、平成16年度からの当面の需給調整においては、国は、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、各都道府県産米の需要実績を基礎とした都道府県別の生産目標数量を設定する。これを受け、都道府県・市町村は第三者機能的な組織の検討・助言を受けつつ、需要に応じた米づくりの観点から、市町村別・農業者別の生産目標数量を設定する。	E		米政策改革の下での需給調整においては、需要に応じた米づくりが促進されるよう、地域の实情に沿った創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところである。 有色米については、その消費形態が、通常の米の代替又は混合等によって食すこととなることから、需要としてカウントせざるを得ないと考えている。 他方、本件については、現行の生産調整の仕組みにおいて、市町村から個々の農業者の取組に配慮した生産目標数量を配分することは可能であるため、市町村等地域の関係者の間で配分も含め十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。 なお、このような取組が促進され、米の需要の拡大が図られた場合は、生産目標数量に反映される仕組みとなっている。																中山間地域における離農離村が深刻化する中、今後さらに、地域の特性に基づき売れる作物づくりをより積極的に進める必要があるという考えのもと、畜産市では、平成16年度から地域の特性にあう売れる作物の導入を農産生産人(3セク)等と連携しながら、積極的に進めている。そのような中、近年畜産志向による兼用の増加から、新たな有望作物として有色米(古代米)づくりを平成18年度から本格的に行うこととし、新たな特産品開発(モリづくり)、都市と農村の交流(ファンづくり)、農業担い手の確保育成(ヒトづくり)を通じた、持続可能な農業・農村づくりに向けて取り組みを進めたいと考えている。しかしながら、現行制度では、有色米は米の生産数量の対象となることから、米政策改革前年度産米(要綱)生産目標数量等の決定手続等(の適用)では限界があり、現実に有色米の積極的な普及・推進への取り組みが困難な状況が見込まれる。地域を単位し、必要に応じて一定の条件を付しながら、米の数量調整実施要綱に示されている生産確定数量の外数として扱う米穀の取扱いに有色米を追加するなど、本要綱の変更を行い実質的に有色米を生産確定数量の外数として位置づけることが出来れば、持続可能で強い農業・農村づくりや本要綱の趣旨である「農業者・農業者団体が主体となるシステム構築」に大いに資するものであると考える。	熊本市	
農林水産省	1030100	有色米を生産調整から除外する規制緩和措置の適用	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第1の2、米の数量調整実施要綱第5	米の需給調整システムについて、早ければ平成19年度から農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき自主的・主体的に需要に応じた生産を行う姿を構築する。このため、平成16年度からの当面の需給調整においては、国は、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、各都道府県産米の需要実績を基礎とした都道府県別の生産目標数量を設定する。これを受け、都道府県・市町村は第三者機能的な組織の検討・助言を受けつつ、需要に応じた米づくりの観点から、市町村別・農業者別の生産目標数量を設定する。	E		米政策改革の下での需給調整においては、需要に応じた米づくりが促進されるよう、地域の实情に沿った創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところである。 有色米については、その消費形態が、通常の米の代替又は混合等によって食すこととなることから、需要としてカウントせざるを得ないと考えている。 他方、本件については、現行の生産調整の仕組みにおいて、市町村から個々の農業者の取組に配慮した生産目標数量を配分することは可能であるため、市町村等地域の関係者の間で配分も含め十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。 なお、このような取組が促進され、米の需要の拡大が図られた場合は、生産目標数量に反映される仕組みとなっている。	右提案者主体の意見について検討し、回答された。	現行の生産調整の仕組みにおいて、市町村から個々の農業者の取組に配慮した生産目標数量を配分する事は可能であるが、市町村等地域関係者の間で配分も含め十分な話し合いを行って頂きたいとの事であるが、我々の希望するのは生産調整から除外して欲しいのであって十分な解答ではない。有色米だから条件無しで全て販売出来るわけではありません。販売するにはそれなりの販売努力・生産履歴などが必要です。生産者は販売先に年間販売量を約束します。供給量・品質などを約束するのです。しかしながら農産物の生産は天候の影響をまともに受けて増減します。工業製品のような計画生産は不可能なのが農産物なのです。この為に減反している部分に販売量を担保する為に作付けを行いたいのです。販売機会を逃さない事は経営安定のためにも必要な事です。普通の商習慣なら当たり前です。豊作の場合の余剰リスクは農家の負担なのは当然です。			全国各地において有色米の生産・販売が行われていることは承知しているが、有色米の消費形態が、通常の米の代替又は混合等によって食されてあり、また、米が過剰基調にある中で、これを生産調整扱いするとすれば、それに相当する数量が他で主食用等として生産され、余剰分として発生することとなり、米の需給の均衡を失わせることにつながることをご理解いただきたい。 いずれにせよ、米政策改革の下での需給調整については、県段階、地域段階において、地域の实情に沿って、実需との結び付きを反映するなど創意工夫を活かした手法により生産目標数量を配分する仕組みとしたところであり、関係者の間で十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。												古代米(赤米・緑米・黒米)は一般の米と容易に区別でき一般の米と利用形態が異なる事から減反対象から除外する。	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21 えひめ

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名				
農林水産省	1030110	集落営農の担い手確保促進構想	農業経営基盤強化促進法第23条第1項 農業経営基盤強化促進法の運用について第5の1 農業経営基盤強化促進法第23条第6項第1号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について第2の1の(2) 該当条文なし	農用地利用改善団体は、当該地区内の農用地につき所有権その他使用収益権を有する者の3分の2以上がその構成員となっていることが必要	E C	農用地利用改善団体は、当該地区内の農用地につき所有権その他使用収益権を有する者の3分の2以上がその構成員となっていることが必要	農用地利用改善事業は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、一定の地縁的なまとまりのある地域において、集落機能の活用等を通じて関係農業者等の合意のもとに作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を政策的に促進しようとするものであるが、本制度によらなければこのような取組みが行い得ないという規制の要素は全くない。したがって、農地の利用集積の観点から地域独自の取組みを実施することをなから規制するものではない。 平成15年の農業経営基盤強化促進法において位置付けた「特定農業団体制度」は、農業の構造改革を促進し、望ましい農業構造の実現に資する観点から、担い手が不足している地域における担い手育成を政策的に促進するものとして設けられたものであり、本制度によらなければこのような取組みが行い得ないという規制の要素は全くない。したがって、農地の利用集積の観点から地域独自の取組みを実施することをなから規制するものではない。 特定農業団体は、農業経営基盤強化促進法第23条第4項に基づき農業生産法人となることが確実であると認められるものであるが、法人格を有しない任意組織であることから、農地の賃借権等の権利を取得することはできない。 なお、このような法人格を有しない団体の場合には、その財産の所有形態は構成員の共有となることから、農地法第3条の許可要件を満たせば、構成員による共有名義で農地の賃借権等の権利を取得することが可能である。	集落営農の法人化が他県と比べ遅れている本県において、担い手としての集落営農の確保が喫緊の課題であります。また、農業経営における水田への依存度の低いこと、出入作が多いこと、法人化へのアレルギー等の理由により、集落の合意形成、土地利用調整が進んでいない状況の中で、その対策として、農用地利用改善事業については、非常に有効かつ効果的な制度であり、本県としても積極的に取り組むべきと考えております。しかし、農用地利用改善事業を行う「農用地利用改善団体」となる要件として、「地権者の2/3以上が構成員であること」とあり、非常に高いハードルとなっています。そこで、特例措置として「地権者の構成員要件を1/2以上」と緩和することにより「農用地利用改善団体」を設立しやすくすることで、農業生産法人の設立を促進し、集落営農の担い手確保を図るものであります。本制度によらない取り組みもあることは十分承知するところでありますが、離島半島を多く抱える本県の状況をお汲みいただき再考をお願いします。 農用地利用改善団体は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、市町村の認定を受けることができる。また、特定農用地利用規程については、特定農業団体の同意を得て農用地利用改善団体が定めるものである。農用地利用改善事業が、当該団体の自主的な取組であるとしても、市町村は、計画を認定した上で、それを促進する事業などを実施するものであり、また、特定農業法人に対する課税の特例など、特定農用地利用規程を定めていなければ利用できないものもある。このような制度は、構造改革特区制度の検討対象に含まれるものである。 また、農水省では、食料・農業・農村基本計画において、今後、農業経営に関する各種施策を担い手に集中的・重点的に実施することとしており、提案者は、その対象となり得る特定農業法人や特定農業団体を推進するため、要件の緩和を求めているものである。 以上の点及び提案者の意見を踏まえ要件の緩和について検討し、再度回答されたい。 提案者は現行制度において、特定農業団体が利用権(賃借権)設定による農業経営ができないことは踏まえた上で、新たな法体制の整備を求めているものである。提案者の意見を踏まえ、例えば法人格を有しないことが権利を取得できない理由であるならば、法人格を付与することができないか検討し、再度回答されたい。	集落営農の法人化が他県と比べ遅れている本県において、担い手としての集落営農の確保が喫緊の課題であります。また、農業経営における水田への依存度が低いこと、出入作が多いこと、法人化へのアレルギー等の理由により、集落の合意形成、土地利用調整が進んでいない状況の中で、その対策として、農用地利用改善事業については、非常に有効かつ効果的な制度であり、本県としても積極的に取り組むべきと考えております。しかし、「特定農業団体」となる要件として、「実施区域内の農用地の2/3について利用の集積を目標を有することが必要」とあり、非常に高いハードルとなっています。そこで、特例措置として「農用地の利用集積を目標を1/2」と緩和することにより「特定農業団体」を設立しやすくすることで、農業生産法人の設立を促進し集落営農の担い手確保を図るものであります。本制度によらない取り組みもあることは十分承知するところでありますが、離島半島を多く抱える本県の状況をお汲みいただき再考をお願いします。 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業団体が利用権(賃借権)設定による農業経営ができる法体制の整備の提案を行い、「特定農業団体は法人格を有しないため、賃借権等の権利を取得することはできない」という回答でありました。今回の提案については、特定農業団体の設立促進による集落営農の育成を図るものであり、現行の法体制での対応方法は理解した上で、提案であります。特定農業法人が設立されないこと、 集落営農の法人化が他県と比べ遅れている本県において、担い手としての集落営農の確保が喫緊の課題であります。また、農業経営における水田への依存度が低いこと、出入作が多いこと、法人化へのアレルギー等の理由により、集落の合意形成、土地利用調整が進んでいない状況の中で、その対策として、農用地利用改善事業については、非常に有効かつ効果的な制度であり、本県としても積極的に取り組むべきと考えております。しかし、「特定農業団体」となる要件として、「地権者の2/3以上が構成員であること」とあり、非常に高いハードルとなっています。そこで、特例措置として「地権者の構成員要件を1/2以上」と緩和することにより「農用地利用改善団体」を設立しやすくすることで、農業生産法人の設立を促進し、集落営農の担い手確保を図るものであります。本制度によらない取り組みもあることは十分承知するところでありますが、離島半島を多く抱える本県の状況をお汲みいただき再考をお願いします。 農用地利用改善団体は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、市町村の認定を受けることができる。また、特定農用地利用規程については、特定農業団体の同意を得て農用地利用改善団体が定めるものである。農用地利用改善事業が、当該団体の自主的な取組であるとしても、市町村は、計画を認定した上で、それを促進する事業などを実施するものであり、また、特定農業法人に対する課税の特例など、特定農用地利用規程を定めていなければ利用できないものもある。このような制度は、構造改革特区制度の検討対象に含まれるものである。 また、農水省では、食料・農業・農村基本計画において、今後、農業経営に関する各種施策を担い手に集中的・重点的に実施することとしており、提案者は、その対象となり得る特定農業法人や特定農業団体を推進するため、要件の緩和を求めているものである。 以上の点及び提案者の意見を踏まえ要件の緩和について検討し、再度回答されたい。 提案者は現行制度において、特定農業団体が利用権(賃借権)設定による農業経営ができないことは踏まえた上で、新たな法体制の整備を求めているものである。提案者の意見を踏まえ、例えば法人格を有しないことが権利を取得できない理由であるならば、法人格を付与することができないか検討し、再度回答されたい。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請は、食品リサイクル法における廃掃法の特例の拡大を求めるものと理解するが、学校給食から発生する残渣は、現行の食品リサイクル法の対象となっていない。このため、特例適用を検討するためには、まず、学校給食を食品リサイクル法の対象に追加するという規制対象の拡大を行う必要があるが、これは特区制度の趣旨に反する。 なお、当省として、給食残渣の飼料化には積極的に取り組んでいきたいと考えており、本提案は、現行の廃掃法の枠内で実行可能と推察されることから、既存制度の活用を検討いただきたい。											長崎県
農林水産省	1030120	給食残渣を養豚業者が処理する際の規制緩和	該当なし	該当なし	E		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関わる提案であり、農林水産省の所掌ではない。	提案者は、農林水産省が取りまとめた飼料自給率向上に向けた行動計画を指し摘した上で、食品残渣飼料化推進のための提案をしているものであり、食品残渣飼料化の推進については、農水省の所掌である。単に所掌外とするのではなく、例えば食品リサイクル法に基づく(特例など、提案内容が実現できないか具体的に検討し、回答されたい。			再検討要請は、食品リサイクル法における廃掃法の特例の拡大を求めるものと理解するが、学校給食から発生する残渣は、現行の食品リサイクル法の対象となっていない。このため、特例適用を検討するためには、まず、学校給食を食品リサイクル法の対象に追加するという規制対象の拡大を行う必要があるが、これは特区制度の趣旨に反する。 なお、当省として、給食残渣の飼料化には積極的に取り組んでいきたいと考えており、本提案は、現行の廃掃法の枠内で実行可能と推察されることから、既存制度の活用を検討いただきたい。								「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に規定している収集運搬及び処分業の許可がなくても、各学校の給食残渣を養豚業者が処理することを可能にする。	東京都福生市			
農林水産省	1030130	小規模な場外馬券発売所等の基準緩和及び届出制への移行	競馬法施行令第2条、第17条の7 競馬法施行規則第59条 農林水産省告示(平4.12.21農林水産省告示第1309号) 競馬法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭58.11.1農林水産事務次官通達) 競馬法施行令の一部改正について(昭29.9.27 農林事務次官通達)	競馬場外の設備の設置使用とするときは申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。その際、競馬場外の設備の設置について、地域社会との調整が十分に行われていない場合には、設備の設置の承認を行わないこととなっている。	検討中(C)	又	愛知県提案のような小規模場外については、その態様を踏まえた上で、地域社会に与える影響等を考慮しつつ、場外設備の所在地を管轄する都道府県の長より地域社会と十分な調整が確保される場合には、設置基準を緩和する方向で関係機関と協議中。	右提案主体の意見を踏まえ、関係機関と協議の上、早急に回答されたい。			愛知県の提案のような小規模場外については、その態様を踏まえた上で、地域社会に与える影響等を考慮しつつ、場外設備の所在地を管轄する都道府県の長より地域社会と十分な調整が確保される場合には、設置基準を緩和する方向で関係機関と協議中。	右提案主体の意見を踏まえ、関係機関と協議の上、早急に回答されたい。	関係機関と協議中とのことであるので、当初提案及び先に提出した意見の趣旨を踏まえて、早期にご対応いただけるよう、引き続きご検討をお願いしたい。	A-1		地方公共団体が、小規模場外設備について、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、周辺地域で文教上及び保健衛生上著しいこと等を認めて、告示で定める施設基準への適合性(地域社会との十分な調整を含む。)等については、書面により確認した場合は、「競馬法施行規則第59条に基づく(場外設備の位置、構造及び設備の基準、を満たしたものとみなす。これにより、農林水産大臣は当該施設の設置を承認することができる。	愛知県						

10 農林水産省(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名	
農林水産省	1030150	山林の手入れ不足による山地荒廃を防止する為私権制限を含んだ山林手入れなどの土砂災害防止支援措置	森林法	保安林では、その指定の目的や立地条件等に応じて伐採の限度等を指定施業要件として定めている。	D-1		保安林においては、過度の伐採が行われたり、伐採後に必要な植栽がなされなければ森林の健全性を損なうこととなる。一方、その内容いかんによっては財産権の過剰な制限となることから、それぞれの保安林の指定の目的や立地条件等に応じて伐採の限度等を指定施業要件として定めている。 指定施業要件に関しては、平成14年4月にその基準を規定した政令等を改正し、間伐の限度については、立木材積の20%から35%に引き上げ、また植栽の樹種についても、クスギ、ナラ等の高木性の広葉樹やシラカバ、ヤマザクラ等の趣のある林相を構成する樹種等の幅広い樹種を定めることができることとしており、順次個々の保安林ごとの指定施業要件を変更してきているところである。具体的な間伐等の計画があり、早急に施業を行う必要がある場合には、指定施業要件の変更について県に相談願いたい。 なお、他人の山林を手入れする法整備については、森林所有者等による施業が行われない場合に施業をする意欲のある者へ権利移転等の協議の勧告を行う仕組みや、荒廃した森林の整備を都道府県が行うことにつき地権者の受忍の義務を課することができる仕組みが森林法において措置されている。	他人の山林を手入れする場合には森林法の措置について、提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	他人の山林を手入れする法整備は森林法において措置されていることですが、中央構造線上にある愛媛県に於いても昨年は短期間に降った集中豪雨による土砂崩れが多発しました。特に新居浜市・西条市の被害は想像をはるかに超えるものでした。手入れ不足の谷筋にある人家の場合柔軟な発想による対策が急がれます。早急な対策が必要な場合は集落ごと避難させることも必要です。人命・財産の避難対策をした上で恩の長い山の手入れを実施する権限・予算を市町村に委譲することを提案します。										手入れ不足等により荒廃した人工林の間伐を推進する為には、特に保安林の指定施業要件の伐採率の上限を緩和すると共に指定樹種も広葉樹等も可能なよう緩和し水源涵養、土砂流出防止機能の高い森林として整備する。	(有)ジェイ・ウィング・ファーム (有)フォレスト・ファーム、NP0法人TIES 21スひめ
農林水産省	1030160	新規農業後継者受入支援・条件緩和措置	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4、農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条	農地等の権利移動の許可については、取得後の農地等の面積が、原則として50アール(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。 また、この知事が設定する別段の面積については、耕作放棄地等が多い地域にあっては、構造改革特区の認定を受けるとにより、設定基準にかかわらず、地域の判断でより柔軟に引き下げることが可能となっている。	D-4		中山間地域等にみられる耕作放棄地が多く、担い手が不足している地域については、既に認められている農地の下限面積の緩和の特区により実現可能。 なお、この特例は9月に全国展開される予定である。	右提案主体の意見について検討し、回答されたい。	中山間地域等にみられる耕作放棄地が多く、担い手が不足している地域については、農地の下減面積の緩和の特区により実現可能で今年9月から全国展開するとの事、地域活性化のきっかけになると思います。しかし新規就農者と地域農業者が協働する持続型営農の仕掛けが必要です。中山間地営農組合・法人などを設立し農産物の加工販売・直売所を市内の複数の法人で協働運営して行く仕掛けや消費者に信頼される農産物を提供していくハード・ソフト面での立上支援措置も併せてお願いします。								「提案主体からの意見」欄の後段の御意見は、単に財政支援を求める内容であり、検討の対象とはならないと考えます。 なお、御要望の内容は、強い農業づくり交付金等既存の事業で対応可能と考えられますので、最寄りの市町村に御相談下さい。	新規就農時の営農用農地の取得面積(5反を1反に変更)の地域を指定した条件の緩和(中山間地域等に限定)	(有)ジェイ・ウィング・ファーム、(有)フォレスト・ファーム、NP0法人TIES 21スひめ	
農林水産省	1030170	農地転用許可の特例	農地法第4条第1項、第2項	農地を転用する場合には、農地法の規定に基づく許可が必要である。 農地転用許可基準上の第1種農地に区分される優良農地の転用については、原則として許可しない。	C、D-1		本提案は、農地転用許可基準上、第1種農地と区分される農地で工場建設を行うとするとするものであるが、第1種農地は生産性の高い農業の実現という観点から確保・保全することが必要な優良農地であることから、転用は原則として認められない。 なお、農村地域工業導入法に基づき、あらかじめ土地の農業上の利用との調整を行った工業等導入地区において工場等を整備する場合や、地域の農業従事者の相当数を安定的に雇用することが確実な工場を建設する場合等で、他法令の許認可が得られるなどの事業の確実性及び周辺農地への被害防除措置など所要の要件を満たせば、第1種農地においても例外的に転用を認めることとしており、現行制度で要望の趣旨は実現できる。											「第1種農地」に分類される農地について、転用は法律等で厳しく規制されているが、農業においても少子高齢化、後継者不足等諸問題を抱え苦しんでいるところである。特区区域の農地について、工場用地に転用できるように規制の緩和を願う。	(株)マサオカ、エンジニアリングサービスジャパン	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名
農林水産省	1030180	成田空港周辺地域保税倉庫における輸入植物・輸入肉の検疫可能化	家畜伝染病予防法(昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号)植物防疫法(昭和二十五年五月四日法律第五十一号)	我が国に輸入される動物、畜産物等は、動物検疫所又は特定の空港・海港内の家畜防疫官が指定する検査場所で輸入検査を実施している	C		<p>1. 鳥インフルエンザや口蹄疫のような悪性の家畜伝染病や植物病害虫は、ひとたび我が国に侵入・まん延し被害をもたらせば農畜産業に、ひいては我が国全体の経済社会に極めて甚大な影響を生じることが昨今の情勢からも明らかであり、また、食の安全・安心に関する消費者の関心が非常に高まっている中で、水際措置の重要性はますます高まっているところである。</p> <p>2. 動物検疫は、輸入される動物・植物又は農畜産物等(以下「農畜産物等」という。)を介して、こうした鳥インフルエンザや口蹄疫等の悪性の家畜伝染病や植物病害虫が我が国に侵入することを防止するため実施するものです。輸入された農畜産物等は、不用意な取り扱いを受けることで、直接的又は人等を介して間接的に、家畜伝染病の病原体や植物の病害虫を散逸する可能性を有しているため、家畜伝染病予防法及び植物防疫法において、検査を行う場所を港又は飛行場内の家畜防疫官又は植物防疫官が指定する場所(指定場所)に限定するとともに、輸入後遅滞なく家畜防疫官又は植物防疫官の検査を受けることを義務付けることで、これらの家畜伝染病や植物病害虫の侵入防止を図っているところです。こうした中、空港内で検査可能な農畜産物等を、空港外に持ち出すことは、家畜伝染病や植物病害虫の拡散リスクをより高めることとなるため、このような措置を認めることは困難であると考えます。</p> <p>3. また、本提案のとおり、空港周辺の倉庫について検査場所の指定を認めた場合、検査場所の拡散を招き、効率的な検査事務を阻害することとなり、むしろ物流の迅速化に支障をきたすおそれがあります。引き続き空港内施設での検査を維持することが、本提案の求める一体的な物流体制整備に資するものであると考えます。</p>	<p>提案にあるとおり、税関手続きにおいては、物流の実態に即した形で、港湾地区や内陸物流地点等、広範囲の場所が保税地域となっているほか、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所で検査をすることが不適当な場合で安全対策を講じた場合等一定の場合に指定地外検査を許可するなど、多様な対応がなされているところである。輸入検査には、検疫という役割とともに行政サービスとしての役割も期待されているところであるとの観点に立ち、税関同様、荷揚げする貨物に応じた工夫をすることができないか、また、提案主体の意見について再度検討し、回答されたい。</p>	<p>1. 本県としても、病害虫の飛散防止策等には万全を期す必要があると認識しており、空港内施設と同等程度の安全性が確保されることが、前提となると考えています。</p> <p>2. 現行でも、空港内での植物検疫の結果、(くん蒸(消毒)が必要とされた輸入植物について、密閉車両で搬出し、植物防疫官の確認の下で空港外のくん蒸施設で消毒を行うことが認められており、同様の安全対策を講じ対象を空港周辺地域に限定すれば、ご回答のように「家畜伝染病や植物病害虫の拡散リスクをより高める。」、「効率的な検査事務を阻害する。」ことにはならないと考えます。</p> <p>3. そこで、提案では、次のような安全対策を「代替措置」として提示するとともに、畜産物は、生きた家畜に比べリスクが少なく、速やかに禁輸措置がとられる輸入肉に限定しました。また、具体的な安全性の審査を行うため、特区認定申請時に関係者(県、植物防疫所成田支所、動物検疫所成田支所、地元市町村など)による協議の場の設置を提案しました。これら「代替措置」について、補足資料として提出する「事業者意見」も踏まえ、貴省のご見解を具体的にご教示願います。</p> <p>4. 提案した「代替措置」の概要(保税倉庫を管理運営する事業者が、満たす必要があると考える安全対策)植物検疫の場合 保税倉庫は、検査に必要なスペースと設備があり、消毒が可能な、くん蒸施設を有する。また、病害虫の飛散防止のため、開口部にはネットを張るなどの施設整備をする。移動時の病害虫の飛散防止のため、空港外への輸送は、貨物を密閉し、植物防疫官が確認の上、封印し密閉型トラックで行う。検査前貨物と検査後貨物を区別して保管し、両保管場所の間には、病害虫が移動できないような設備が設けられている。植物防疫官の指示があるまで、検査前貨物の移動及び開封を行わないこと。対象区域は、保税倉庫が多数立地し、かつ、万一病害虫が逸出した場合に迅速な初動対応が可能な空港周辺地域に限定する。など 食肉検疫の場合 飛行機から貨物を取降した後、密閉状態で迅速に密閉型トラックに積み込み輸送する。受け入れ側の保税倉庫では、検査前貨物と検査後貨物の蔵置場所を区別して保管する。家畜防疫官の指示があるまで、検査前貨物の移動及び開封を行わない。対象区域は、保税倉庫が多数立地する空港周辺地域に限定する。</p>	<p>1 海外から輸入される農畜産物等(食肉を含む)は、鳥インフルエンザや口蹄疫といった家畜伝染病や植物病害虫の侵入を媒介する可能性を有していることから、動物検疫においては、一般の貨物とは異なり、日本側で安全性を確認していない未検疫の農畜産物等を取り扱う場所を空港内に限定し、迅速かつ効率的な検査を実施しているところである。</p> <p>2 貴提案の代替措置により、家畜伝染病や植物病害虫の拡散リスクは抑制されるものと考えます。しかしながら、前回の回答でも触れましたように、本提案のとおり、空港周辺部に検査場所の指定を認めた場合、検査場所が拡散され、家畜防疫官又は植物防疫官は検査場所間の移動に多大な時間を要することになる上、人員等において十分な検査体制をとることができなくなります。これは、家畜伝染病や植物病害虫の侵入リスクを増大させるだけでなく、行政コストをさらに増大させ、効率的な検査事務を阻害することとなり、かえって物流の迅速化に支障をきたすことが懸念されます。さらに、空港周辺部で検査を行い、返送となった場合、再びその貨物に拡散リスク防止措置を施した上で空港に送り返す必要が生じ、事業者の負担が増加することも懸念されます。</p> <p>3 動物検疫における行政サービスの役割とは、家畜伝染病や植物病害虫の侵入防止を図ることにあります。以上の理由から、税関手続きにおける保税地域のように、空港周辺部等に広範囲に検査場所を指定することは困難と考えます。</p>	<p>検査場所の拡散によりどのように十分な検査体制がとれなくなり、迅速かつ効率的な検査を阻害するの客観的な数値等を示した上で説明するとともに、右提案主体の意見について事業者の意見を参照の上、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>1. 輸入農畜産物の増大・多様化、食の安全・安心の確保など動物検疫を取り巻く情勢が変化中、限られた人員で検疫手続きの迅速化に努める現場のご努力は本県も理解しております。</p> <p>2. ご回答にある、「検査場所間の移動に多大な時間を要する」、「効率的な検査事務を阻害」との点ですが、本県提案では、対象区域を、保税倉庫が多数立地する空港周辺地域に限定することであり、空港内の植物防疫所からの距離が概ね5～10km以内の施設を想定しております。</p> <p>現在、空港外のくん蒸施設(約5km)で消毒が行われる際には、植物防疫官に立会いいただいております。したがって、現状の空港内での検査に比べて「検査場所間の移動に多大な時間を要する」とはならないと考えています。加えて、先に補足資料として提出した事業者(フォワーダー)の意見にあるように、植物検疫では、必要に応じて外装検査が実施されており、空港内に点在する上屋を植物防疫官が奔走している現状にあるが、本提案が実現すれば到着・抽出・検査・消毒が同一の建物で行われるので、かえって効率的な検査が可能となると考えられます。</p> <p>代替措置として、くん蒸施設の保有など一定の施設整備を求めていることから、自ずと対象は、高い技術力と資金力を有する少数の事業者による比較的大規模な輸入に限定される。ため、「効率的な検査事務を阻害する、懸念もない」と考えます。</p> <p>3. ご回答にある「空港に送り返す必要が生じた場合」の事業者の負担、の問題は、最終的に、事業者が、特区制度を活用して事業化する際に、見込まれる利益とコストをみて判断すべき事項であり、特区制度においては、規制緩和を行った場合の具体的な弊害の有無と社会経済的効果を比較衡量し、公益性の観点から規制緩和の是非が判断されるべきと考えます。</p> <p>4. 本提案では、安全対策の観点から、実施に当たり関係者(県、植物防疫所成田支所、動物検疫所成田支所、地元市町村など)による協議の場を設置することを提案しましたが、協議の場では、貴省において懸念される効率的な検査事務といった面も含めて御議論いただくことに異存はありません。本県が提案した協議の場の設置について、貴省のご見解をご回答願います。</p>	<p>1 動物検疫は諸外国からの伝染性疾病及び病害虫の侵入を防止するため、空港・港湾の実際において強制的に検査を行い、必要に応じ対象となる動物物の廃棄・消毒等の命令を行っています。</p> <p>2 こうした観点から、動物検疫の場所については、伝染性疾病及び病害虫の侵入防止の徹底と検疫業務の迅速性・効率性を確保するため、輸入される農畜産物等を取り扱う場所を空港内に限定し、厳格な管理の下で集中的に実施しております。</p> <p>3 貴提案では、成田空港から5～10Km内の施設で検査することを想定していますが、貴提案を採用し、これらの施設で輸入検査申請に対応した場合、該当施設が20～30カ所になると見込まれ、病害虫の侵入等のリスクが著しく増大するとともに、検査官の移動時間が増加すること等により、輸入検査の大幅な非効率化を招きます。</p> <p>4 さらに、本提案の構造改革特区が全国展開された場合は、こうしたリスクや非効率化が拡大するとともに、これに対応するリスク管理の強化や検査に必要な予算、人員の大幅な増加をもたらすこととなり、財政改革にも反します。</p> <p>5 以上の理由から空港の外に検査場所を指定することは困難です。なお、現空港内での検査については、コールドチェーンシステムへの対応等流通実態に即した施設整備を図るとともに、より効率的に実施できるよう不断の努力を行って参ります。</p>	<p>植物防疫法、及び家畜伝染病予防法で、輸入動物物の検疫は飛行場内で行うとされている。空港内と同程度の病害虫の飛散防止策等を講じた空港周辺の民間保税倉庫については、「飛行場」と同等とみなし、輸入植物及び輸入肉の検疫検査を可能とする。</p>	<p>千葉県</p>					
農林水産省	1030190	農地転用の許可基準を緩和し、農地を宅地転用できる規制緩和特区	農地法第4条第1項、第2項 農地法第5条第1項、第2項	農地を転用する場合には、農地法の規定に基づき許可が必要である。農地転用許可基準上の第1種農地に区分される優良農地の転用については、原則として許可しない。	C、D-1		<p>農地転用の許可基準では、優良農地の確保を図るため、農用地区域内にある農地は「農用地区域内農地」、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地については「第1種農地」と区分し、原則として転用を許可しないこととする一方、市街地の区域内又は市街地化の見込まれる区域にある農地については、「第2種農地」、「第3種農地」と区分し、転用を許可できるもの(第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等には許可)とされている。この基準の運用により、優良農地の確保を図るとともに、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしている。</p> <p>提案においては、「街の中に点在する農地」とされていることから、当該農地は「第2種農地」、「第3種農地」に区分され転用の許可が見込まれるものと考えられる。また、第1種農地であっても、当該地域において居住者の生活、業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合等には転用を許可することとしていることなどから、要望の趣旨は現行制度で対応が可能と考えられる。</p> <p>なお、第1種農地等も第3種農地と同様に原則許可できるようにすることは、土地利用の混在化を招き、優良農地の確保や農地の効率的な利用を図ることに支障が生ずるおそれがあることから困難である。</p>												<p>第1種農地、第2種農地及び第3種農地に関して、農地以外の目的で転用することも可能とし、街の中に点在する農地の遊休資産を街の活性化、住みよい街づくりにつなげる。</p>	新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名	
農林水産省	1030200	主要農作物種子審査の民間開放	主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)	主要農作物(稲、麦類及び大豆)の種子を生産する者からの申請に基づき、その経営するほ場の農作物の審査(ほ場審査)及び当該ほ場で生産された生産物の審査(生産物審査)を都道府県の技術職員が行うことにより、優良な種子の生産及び普及を促進。	C		<p>主要農作物種子は、我が国の耕地面積の44%を占める重要な生産資材であり、地域の気象条件等に適した優良な品種の種子の生産及び普及を促進していく観点から、都道府県が主体となり、</p> <p>原原種や原種の生産・供給(法第7条)種子生産ほ場の指定(法第3条)及び当該ほ場並びに生産物の審査(法第4条)審査結果に基づく審査証明書の交付(法第7条)を行うことにより、生産者に対して主要農作物種子の来歴や良質性を保証する制度であります。</p> <p>したがって、ほ場及び生産物の審査は、その信頼性を確保するため、都道府県の技術職員が実施することとしており、JA等が審査を行い、当該審査結果に基づいて都道府県が審査証明書を交付することは、適当ではないと考えられます。</p> <p>なお、これら審査事務に携わる都道府県の技術職員の数には限りがあることから、審査事務の円滑かつ能率的な実施を図るため、JAの指導員等を審査補助員として委嘱するよう弾力的な制度運用を推進しておりますので、貴県におかれましては、当該審査補助員制度の活用をご検討下さい。</p>	農産物検査においては、登録検査機関による検査が実施可能となり、種子審査についても、例えば、ほ場審査、生産物審査を実施するために必要な審査技術の習得等を条件として民間で実施することができないか、提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	県の審査業務を担当できる技術職員(普及関係職員)が減少していること	ほ場審査、生産物審査を実施するために必要な審査技術はJAの営農指導員も十分習得していること	以上のことから、通常の採種圃に関する主要農作物種子審査に係る県が行っている一連の事務について、民間で実施できるよう制度の見直しを再度御検討願いたい。		種子は一般栽培農家において栽培に供され、例えば米の場合では、播種量の約100倍の収穫物となって消費者に供給されることから、仮に種子の品質に問題があった場合、その影響は一般栽培農家の経営のみにとどまらず、広域的・社会的な問題を生ずる恐れがあります。このため、主要農作物の種子生産に当たっては、播種から収穫・調製・出荷までの厳密な品質管理と、種子の品質確保上、要となる段階において、必要な知見を有する者による厳格な審査が必要であると考えております。この種子の審査を行う者には、混種を防止するため、栽培中の草型や種子の外観形質等から、変種の有無や品種の判定を適正に行い得ること	右提案者の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	<p>本県のほ場審査においては、従来から採種JAの営農指導員が審査に立会しており、事務補助を行ってきた。JA営農指導員の審査立会実績(H15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採種ほ場面積 148ha 審査実施審査員人数(県技術職員) 176人 JA営農指導員立会人数 94人 <p>営農指導員は採種生産者への日常の営農活動を行なう中で混種防止や種子伝染性の病虫害防除を指導しており、経験的に植物学、病理学、育種学的な知見を県の技術職員と同等に有しており、審査業務を行なうことが可能と考えられる。</p> <p>以上のことから、通常の採種圃に関する主要農作物種子審査に係る県が行っている審査、証明等の一連の事務について、JA等民間機関で実施できるよう制度の見直し(当該事務について、県知事が能力を有すると認める団体に対し、審査機関として指定する制度を創設することはできないか)を再度御検討願いたい。</p>		<p>主要農作物種子制度は、都道府県の技術職員が行う審査の結果に基づき、都道府県として証明書を作成することにより、生産者に対して種子の来歴や良質性を保証する制度であることから、JAの営農指導員が行った審査結果に基づき都道府県が審査証明書を交付することは、適当ではないと考えています。</p> <p>しかしながら、都道府県の技術職員の数には限りがあり、審査事務の円滑かつ能率的な実施を図る観点から、JAの営農指導員等を審査補助員として委嘱することができるよう措置するとともに、具体的なほ場審査や生産物審査の方法等については、都道府県が自主的・弾力的に策定できるよう、平成11年7月に成立した地方分権一括法(第265条)において措置したところであります。</p> <p>したがって、JAの営農指導員の中で、日常的に採種事業に係る営農指導に携わられており、審査事務に足り得る十分な知見と経験を有している方がおられるのであれば、このような方々に、審査事務の相当部分をお任せできるよう、県が定めるほ場審査や生産物審査の方法等を見直ししていただくことが重要であると考えております。</p>		主要農作物種子審査に係る県が行っている事務について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。	広島県

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名
農林水産省	1030210	農地法第5条に基づき取得した用地を農地として目的外一時使用を可能にすること。	農地法第5条第1項、農地法施行規則第7条	農地を転用するため所有権等の権利の設定・移転を行う場合には原則として都道府県知事の許可が必要である。ただし、国、都道府県が転用する場合や、市町村が土地収用法該当事業のために転用する場合は許可不要である。	E		松山空港周辺騒音第2種区域内において環境整備施設(緑地等)とするため松山市が取得した農地(以下「取得農地」という。)について、一体的な造成等の工事が可能となるまでの間、一時的な管理行為として、草花の植栽を行ったり、市民農園として活用することは、取得農地の用途を恒久的に変更するものではなく、取得農地を緑地等とする事業の一部であると考えられ、特段の問題はないと考えられる。 なお、取得農地を市民農園として一般市民へ貸し付ける場合には、特定農地貸付法に基づく所定の手続きをとる必要があり、また、当該市民農園は、環境整備施設に係る用地取得が完了して一体的な造成工事が開始されるまでの限定された期間での開設となるので、市民農園利用者の農園利用に不都合を来さないよう、廃止時期の決定や他の市民農園のあわせん等について十分配慮することが必要であると考えられる。											愛媛県と松山市が、空港騒音対策の一環として創設した土地買上制度に基づき、松山空港周辺騒音第2種区域内において取得した土地(農地等)について、その一時使用にあたっては、農地法の規制を受けないものとする。 具体的に言えば、将来、緑地、広場等の環境整備施設の用に供することが決まっている土地の一時使用については現況農地のまま、市民農園等に活用できることとする。	愛媛県松山市
農林水産省	1030220	ふるさと活田特区-ドジョウが活きる土づくり-	構造改革特別区域法第27条第2項第1号、農業経営基盤強化促進法第4条第4項	特定法人貸付事業において参入する法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものでなければならない。	D-1		一時的に農地を耕作以外の目的に利用するために権利移動する場合にあっては、一時転用としての農地法第5条第1項の許可を受けることができる。 したがって、この場合、耕作に常時従事する役員を置くことなく、ドジョウ生産として一時的に水田を利用することは可能である。											耕作等に常時従事する役員を置かない株式会社等が水田を借り受け、内水面漁業(ドジョウ生産)を行うことができるようにするため、農業経営基盤強化促進法第4条第4項の特例措置を講ずること。	岩手県遠野市
農林水産省	1030230	特定の利用目的(雪置場)における農地の権利取得後の下限面積要件の適用除外	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4、農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条	農地等の権利移動の許可については、取得後の農地等の面積が、原則として50アール(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。 また、この知事が設定する別段の面積については、耕作放棄地等が多い地域にあっては、構造改革特区の認定を受けることにより、設定基準にかかわらず、地域の判断でより柔軟に引き下げることも可能となっている。	E		「住宅の敷地に付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用について」(平成16年3月18日付け15経営第6919号経営局長通知)によれば、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得るとは認められない場合であって、住宅の敷地と一体のものとして売買等を行う場合には、農地法に規定する農地の権利移動の許可を受ける必要はないと解して良いか。(なお、単に税制優遇措置を求めるような意見については、検討を求めない。)		本市では、平地でも2メートルを超える豪雪地帯であるため、雪置場としての面積は必要不可欠になっている。その為、評価額の高い宅地を雪の少ない地域に比べ広く土地を購入し得るを得ない状況となっている。その雪置場を農地として購入することで、夏期間については、自家用野菜栽培の為に農地として有効活用が図られる。さらに、新たな宅地造成を考えると、住居用面積以外の土地は、夏は家庭菜園(農地)、冬は雪置場として利用できる宅地が造成され購入できれば、人口減少の抑制、そして定住促進に繋がっていくものと期待される。このように、少しでも他地域とのハンディキャップを克服し、魅力ある尾花沢市の実現の為、下限面積要件の緩和を再度考慮願いたい。							住宅の敷地に付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用については、平成16年3月18日付け15経営第6919号経営局長通知において、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合には、当該部分が現に耕作されていても農地法第2条第1項の「農地」には該当しないものと解するのが適当としたところである。 したがって、このような利用が行われている土地について、住宅の敷地と一体のものとして売買等を行う場合には、貴見のとおり、農地法に規定する農地の権利移動の許可を受ける必要はない。	山形県尾花沢市		